

29さ予調第45号
平成29年10月26日

各 部 局 長 殿

総 務 部 長

平成30年度予算編成方針について（通知）

平成30年度予算については、次の方針により編成することとしたので、さぬき市予算規則第4条の規定に基づき通知する。

平成30年度予算編成方針

第1 経済情勢と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告によれば、わが国の経済は、個人消費は穏やかに持ち直しており、設備投資や輸出なども、持ち直している。また、雇用情勢も改善しているが、消費者物価は横ばいとなっているものの、景気は穏やかな回復基調が続いているとしている。先行きについても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されているが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘している。

こうした中、国は、平成30年度予算の概算要求に当たり、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としている。

具体的には、年金・医療等の高齢化等に伴う対応、地方交付税等の「経済・財政再生計画」との整合性の確保、義務的経費の抑制と抜本的見直しを行い、その一方で予算の重点化を進めるために、「人づくり改革」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとしている。

また、「基本方針2017」で示された「乳児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討する見通しであり、それに伴う制度改正や新たな経済対策なども含め、今後の動向を注視しながら迅速に対応する必要がある。

第2 地方財政の現状と課題

総務省が発表した「平成30年度の地方財政の課題」の中で、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等について、次のように示している。

まず一点目は、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの点である。

次に、特に地方交付税について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮さ

れるよう、総額を適切に確保するとしている点である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、地方団体が、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生等を推進することができるよう安定的な税財政基盤の確保を図っていく必要がある。

第3 本市財政の現状と見通し

本市の財政状況は、財政健全化法に規定する健全化判断比率である実質公債費比率が、12.9%（前年度比0.6%減）となり、将来負担比率も、△41.9%（前年度比16.6%減）となるなど、財政健全化策に沿った種々の取組によって一定の成果が表れてきているものの、平成28年度決算では、経常的経費総額は、昨年度より増額となっており、歳入側で経常一般財源等が減少したことなどにより、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は92.7%と依然として高い水準にあり、財政健全化への道は未だ道半ばの状況にある。

今後の財政の見通しとしては、歳入面では、平成25年度から始まった合併算定替による普通交付税の特例措置の終了に伴い、一般財源の大幅な減少は避けられない状況である。歳出面では、分庁舎の整備や学校施設等整備、防災・減災対策等に伴う公債費負担の増大に加えて、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、老朽化が進む施設の維持補修費の増嵩なども想定されることから、財政状況の悪化がより現実的な問題として迫ってきている。

平成30年度一般会計予算編成においては、政策・特別経費等の事前査定段階ではあるが、現時点での概算で、一般財源に約30億円の不足が生じており、財政調整基金の取り崩しなどにより、当面の収支均衡を図らざるを得ない状況である。さらに、合併特例措置がなくなった平成30年度以降は、平成24年度と比較して毎年20数億円規模の交付税が消失し、合併特例債の発行もできなくなったため、近い将来に基金が枯渇することが予測されることから、重要施策の選択と集中をより徹底させるとともに、義務的経費も含め、経常経費全般の縮減に向けた抜本的な取組が急務となっている。

こうした状況の中、財政健全化策の着実な実施はもちろんのこと、地方創生と人口減少対策、公共施設の再編など、さまざまな課題に対し、的確な対応を図りながら、将来にわたって自立的、安定的な行財政運営の実現に向けて、全庁一丸となって改革の歩みをさらに加速させていかなければならない。

第4 予算編成方針

(1) 基本方針

市民一人ひとりが、このさぬき市に住んで良かったと実感できる「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」、「人の心豊かなまちづくり」、「活力があり、人が交流するまちづくり」、そして「市民が主体的に活動するまちづくり」を押し進めることを目標として、平成30年度予算を編成する。

特に重点的に取り組む項目として、次の7つを掲げる。

- ①地域防災計画に基づく、洪水、地震対策の強化など、災害に強いまちづくりの推進
- ②学校再編を含めた教育施設の整備をはじめとする教育と文化の振興
- ③活力ある産業基盤づくりと若年層世代の定住環境づくりを進める取組
- ④コミュニティの活性化と市民が主体的に取り組むまちづくり施策の拡充
- ⑤新市民病院との連携による保健、医療、福祉の充実
- ⑥土地開発公社の債務削減や自主財源確保対策の強化など、財政健全化策の推進
- ⑦優れた歴史遺産や自然環境を活用した、人が交流するまちづくりの推進

編成に当たっては、「第2次さぬき市総合計画前期基本計画」に定めた基本構想や具体的取組事項を中心として、現在の市民ニーズを反映した行政課題への対応を図るとともに、すべての事務・事業を精査し予算を立案すること。

その際、「選択と集中」によって、施策・事業の重点化による優先的課題解決といった点にも十分留意すること。同時に、今後とも厳しい財政状況が続くことを念頭におき、無駄を排除し、徹底した簡素・効率化を図って経費と財源の節減に努めることとする。

予算規模については、国の予算編成の動向等を見極めながら今後の編成過程の中で決定していくが、大幅な財源縮小が想定される将来の姿により近づけるため、現時点における経常的調達可能財源の範囲内において、さらに充当一般財源総額の確実な抑制に努める。市債については、残高を削減する方針に留意しつつ、効果的・効率的活用を図るものとする。

以下、予算編成に係る方針として、留意すべき事項を定める。

① 第2次さぬき市総合計画との整合性

平成30年度は、「第2次さぬき市総合計画前期基本計画」の4年目（最終年度）であることから、まちの将来像「自然豊かでいきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」の実現に向けたまちづくりの基本目標と主要施策に盛り込むべき取組内容を精査するとともに、これらの継続性、整合性にも十分留意しながら、目標達成につながる予算の内容とすること。

②ゼロベースからの再構築

前例踏襲による事業の考え方を改め、すべての事務事業について、ゼロベースから予算の再点検を図り、市民のための効果的な施策が将来にわたって推進できるよう、市民目線、経営感覚など、新たな視点で施策の再構築を行うこと。

③コスト意識をもった予算編成

先例にとらわれることなく、以下の事柄に留意して予算を編成する。

- 必要性：行政が担う必然性があるか
- 効率性：無駄が無く、投入される行政資源に見合う成果が見込めるのか
- 有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか
- 緊急性：上記観点に加え、さらに他事業に先んじて実施するべきものか

④財政健全化策の継続・推進

平成30年度から新たに取り組む財政健全化策に沿った各種の取組をさらに継続、発展させるとともに、全ての事務事業において常に点検を怠らず、より効果的・効率的な取組の推進を図ること。

⑤後年度負担の考慮

施設の建設、新たなシステム構築などいずれにおいても、以後の管理費や保守委託料など後年度負担が生じることから、それらを十分考慮した上で事業に取り組むこと。

⑥年間総合予算の徹底

年間総合予算として編成し、年度内に必要な経費は、すべて当初予算に盛り込むこと。前年度同様にゼロシーリングとするが、特に必要不可欠な経費はまづもって確保するものとし、最初から補正ありきの要求は認めないこと。

⑦特別会計・公営企業会計等

特別会計についても、基本的に一般会計と同じ方針で作成し、独立採算の原則に基づき、安易に一般会計に依存することなく、業務運営の健全化を図ること。公営企業会計についても、基本原則である経済性を発揮し、収益力の向上と事業の効率化による財務体質の強化を目指し、一般会計の負担軽減を図ること。さらに、市が出資する公社、いわゆる第3セクターについても、適切な指導・管理によって健全経営を促進し、市の財政負担が生じないよう努めること。

⑧国・県の予算への対応

現行制度での予算編成を基本とするが、国・県の政策変更や予算編成等の動向を的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

(2) 個別方針

1. 歳入

自立的な財政運営が求められる中、自主財源の確保が非常に重要となって

いる。特に、財政力指数が0.42と、類似団体に比べて財政力が劣る本市にあっては、市税の適正な賦課と徴収の強化はもとより、分担金・負担金及び使用料・手数料の適正化のほか、適切な債権管理に基づく未収金の縮小など可能な限り財源確保に向けた努力を行っていく必要がある。特に未収金対策は、市民間の公平性の確保につながる重要な事項であり、決して疎かにしてはならない。

歳入の見積りに当たっては、社会経済情勢の変動や国・県の施策の動向を見定め、法令、条例等に十分留意し、必要な財源の確保に向けて積極的に取り組むことを念頭において見積りを行うこと。

①市 税

過去の推移、経済情勢を適正に判断しつつ、税制改正等の動向を見極め、課税客体、課税標準の的確な捕捉に基づき調定見込額を見積もるとともに、収納率向上が使命であることを十分認識のうえ計上すること。

②国・県支出金

制度変更の動向把握に努め、適正な計上を図り、廃止や補助率引下げ等によって年度途中における歳入不足に陥ることがないように注意すること。

補助事業といえども、事業の実施には一般財源を要することを勘案のうえ、緊急度、事業効果等を十分考慮して、その活用に努めること。

③分担金・負担金及び使用料・手数料

受益者負担の原則と住民負担の公平性に配慮し、他市の状況なども把握しながら、積極的に見直しを行うとともに、収入未済額の縮小に向けた取組を強化して収入確保を図ること。

④財産収入

資産を適正に管理し、積極的かつ効果的に運用して増収を図ること。特に、所管する資産のうち、行政目的の活用がなされていないものは、遊休資産として処分の方針が定まるものから順次計画的に処分して財源確保に努めること。

⑤市 債

将来の公債費負担適正化に向けて、安易に市債に頼る事業計画は厳に慎むなど、それぞれが借入額抑制に取り組むこと。

新規事業については、その適債性・充当率について予算調整室と協議するとともに、既存事業についても充当率を確認して見積もることとするが、前年度に市債充当のなかった継続事業への充当は、要求段階で行わないこと。

⑥その他の収入

新たな財源の確保に積極的に努めると同時に、零細な収入についてもなお

ざりにすることなく、細大漏らさず見積もること。

2. 歳出

歳出については、最小の経費をもって最大の行政効果が得られるよう工夫を凝らし、決して先例や慣例にとらわれることなく、ゼロベースからの積上げによって予算を見積もること。

以下、性質別の留意事項を定める。

① 義務的経費・準義務的経費

それぞれ必要額を見積もることとするが、人件費の基礎となる職員数は、「さぬき市第3次定員適正化計画」に基づくものとし、非常勤嘱託職員についても必要最低限度の人員を前提に算定すること。

扶助費については、過大計上を厳に慎むこと。

一部事務組合負担金及び債務負担行為に基づく元利償還助成金は、必要額を計上することとするが、所管の一部事務組合等に対して、本市の厳しい財政状況と予算編成方針の周知徹底を図り、新たな大規模投資の抑制と経常経費の縮減を強く求めるなど、主体的に今後の負担金抑制に努めること。

② 政策的経費

政策的な重点事業として特別に要求できる経費であるが、実施方法及び経費のあり方について、再度有効性・効率性の観点から必要額を精査したうえで要求を行うこと。

③ 特別需要経費

臨時的又は数年に一度発生する経費、制度変更等により新たに生じた経費等について、特別に要求することができる経費であるが、再度内容を精査し、必要最低限の額で要求を行うこと。

なお、以上2項目に係る事前調査について、査定結果を政策・特別経費一覧表により別途通知する予定であるが、決定（想定額）はあくまでも上限額として認めたものであり、決定＝予算計上額とはならない点に留意すること。

④ 投資的経費

投資的経費は、予算の性質分析上、臨時的経費に位置づけられる経費であり、緊急性、必要性及び有効性を特に考慮し、重点化を図りながら計画的実施に努めること。継続事業についても積極的に見直し、不要不急な事業は、躊躇なく廃止、凍結を行うこと。

事業費の算定に際しては、規模や単価等を適正に積算し、過去の実績も勘案して過大見積りを避け、積算内容が合理的に説明できる要求額とすること。

要求上限額は、特別経費を除いて、一般財源ベースで29年度当初予算額

の範囲内とする。

なお、この経費はすべて査定対象とするので、各施策における事業の優先順位を明確にしておくとともに、要求書の提出に当たっては、位置図、施設概要資料及び改修であれば老朽状況を示す資料等を添付すること。

⑤一般行政経費

必要な事業を効果的、効率的に実施するための予算内容とし、既に目的を達した事業や非効率あるいは効果の低い事業は、廃止・縮小を含めて見直すこと。

各経費は後記「節別基準表」に基づき積算するものとする。

特定財源のみで賄われる事業についても、オーバーフローが生じる場合は、必ず義務的経費に充当すること。

使用料・手数料等のうち、前年度に義務的経費に充当していた財源を予算要求段階で一般行政経費に充当替えすることは認めない。

⑥特別会計

経営的観点に立った事務事業の効率化と収入確保に努め、業務運営の健全化を図って、一般会計からの繰入れを極力抑制すること。

繰出金については、公債費、保険給付費等に対する定率負担部分は必要最低額を、これ以外については、投資的経費、一般行政経費相当分とも上記一般会計の要求基準に準じて算定し、算定内容を別途通知する確認表に記すこと。

3. 特記事項

- ①新規事業は、既存事業の見直しによる財源捻出を原則とする。立案に当たっては、現状における課題、目的、効果、実施方法及び他の施策との関係等を十分検討のうえ整理し、明確にしておくこと。
- ②国・県の補助事業において、補助が打ち切られるものについては、その必要性を再考したうえ、原則として廃止・縮小、若しくは同等の財源で実施可能な効果的代替事業への移行を図ること。
- ③年度を超える契約を新たにすることは、「債務負担行為見積書」及び「債務負担行為支出予定額等説明書」の作成及び提出が必要である。後年度負担を生じるため、必ず事前に予算調整室と協議し、安易な設定は行わないこと。